

## 所沢市内認可保育施設の災害時等における臨時休園等のガイドライン

## 1 目的

台風等により、人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合には、園児や保護者、職員の生命と安全を最優先に保育施設の運営を行う必要があることから、台風や集中豪雨等による風水害発生時において迅速かつ適切な対応が求められる。そこで、市は、市内認可保育施設における臨時休園等の指針を定める。

## 2 対象

市内認可保育施設（保育園、認定こども園、地域型保育事業所）

## 3 臨時休園等の判断

市は、台風接近や集中豪雨等による風水害発生のおそれがある場合に、本ガイドラインに基づき市内認可保育施設における臨時休園又は登園自粛要請等の判断を行う。なお、施設として個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、事前に市と対応を協議することとする。

## 4 臨時休園・登園自粛要請の基準について

## (1) 避難情報等の発令

開所時間中に避難情報等が発令された場合は、保護者に対してお迎えを要請し、すべての園児の引き渡し以降は閉園とする。

開所時間より前に避難情報等が発令されている場合は、登園自粛要請又は臨時休園とする。

## ○警戒レベルに応じた対応

警戒レベル	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
園対応	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
開所時間中	早急なお迎えを要請 危険な場所から避難	臨時休園	臨時休園
開所時間前	登園自粛要請または臨時休園	臨時休園	臨時休園

## (2) 鉄道会社による計画運休

台風等の接近に伴い、本市を含む首都圏において鉄道の計画運休が実施される場合には、園児等の安全を最優先し、市内認可保育施設を臨時休園とする。

鉄道の計画運休が発表され、計画運休の範囲を鑑みたくうえで、市が臨時休園の判断を行う。

## ○計画運休に伴う臨時休園の流れ

計画運休の可能性	計画運休の詳細情報（前日）	計画運休の実施（当日）
保護者へ事前予告	保護者へ臨時休園の周知	終日臨時休園

## 5 臨時休園等を行う際の周知

市は、本ガイドラインについて、市内認可保育施設並びに保護者に対し文書やホームページにてあらかじめ周知を図る。

臨時休園・登園自粛要請を行う場合、市はその旨を市内認可保育施設に連絡し、それを受けた市内認可施設は速やかに保護者に周知する。さらに、臨時休園にする際は、施設の入り口に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

なお、台風の接近など災害発生の危険性が事前に予測できる場合や、鉄道会社から計画運休実施の発表があった場合は、市は前日までに臨時休園等を決定し連絡を行うなど、できるだけ早めの対応を行う。

### 【参考】

#### 警戒レベルの一覧表（内閣府 防災情報のページより）

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
< 警戒レベル4までに必ず避難！ >			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

（注）避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する